

別紙

答申（個）第51号

答申

1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった個人情報部分を部分開示としたことについては、結論において妥当である。

ただし、非開示理由について、実施機関は条例の規定に基づき検討する必要があるといえるため、このことについては付言で述べる。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和3年9月16日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件開示請求の内容は、次のとおりである。

- ・〇年度中になされた、私に関係する事案に関する、諮問委員会への諮問内容が分かる文書一式
- ・上記事案に関する答申内容がわかる文書一式

(3) この請求に対して実施機関は令和3年9月29日付けで開示決定等の期間延長を行った後、同年11月1日付けで次のとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

- ・〇〇年度中になされた、あなたが関係する事案に関する、諮問委員会への諮問内容がわかる文書一式
- ・上記事案に関する答申内容のわかる文書一式

イ 決定内容

部分開示決定

ウ 開示しない部分

開示請求に係る個人情報のうち、意見書提出日、提出先、作成者、あなたに伝えている内容以外の記載内容

エ 開示しない理由

条例第13条第3号及び第7号に該当

当該部分には、開示請求者以外の個人である申立者の主張が具体的に記載されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外の特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。また当該情報は、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずると認められるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年12月23日付けで実施機関に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年7月8日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

個人情報部分開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書、意見陳述及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

##### ア 条例第13条第3号(本文)該当性は否定されるべきこと

###### (ア) 申立人の氏名が既に審査請求人に伝達されており非開示情報から除外されるべきこと

私がハラスメント相手方となった案件につき申立者が〇〇〇〇であることは、ハラスメント防止委員会や調査委員からの通知等により既に私に伝達されているものであるし、また、今後ハラスメント手続きにより伝達が予定されなければならない情報である。

したがって非開示とした箇所は、条例第13条第3号アが非開示情報の除外として定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することは明白である。

###### (イ) 公正な聴聞への権利、あるいは法の適正な手続きの要請から相手方の主張は審査請求人に開示されるべきこと

何人もその権利や正当な期待について不利益を被る処分を課せられる場合は、事前に自らに対してなされた主張を告知され、それに応答する公正な機会を与えられるべきことを要請する。この、公正な聴聞への権利(the right to a fair hearing)、あるいは法の適正な手続(due process of law)の要請は、法の一般原則であり、刑事手続、行政手続のみならず、労働契約上の関係にも妥当する。

使用者による労働者へのハラスメント手続・懲戒手続が、刑事罰に類似した制裁を予定するものである以上、相手方の主張する苦情申立事由や懲戒事由を事前に告知し、告知と聴聞の権利の要請を満たすことが事業者課せられた法的義務であることは明らかである。

懲戒手続きが労働者の名誉権、人格権のみならず、労働者の生活・財産にも大きな影響を与えうる手続きである以上、これらの法を保護するために、法は法の適正な手続きを事業者に求めている。しかれば、懲戒手続きの一環としてなされている諮問委員会の「意見書」の内容は「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(条例第13条第3号イ)として審査請求人に開示される必要がある。

##### イ 条例第13条第7号該当性は否定されるべきこと

###### (ア) 諮問委員会懲戒処分の内容を諮問する手続き・業務であり相談業務ではないこと

当該処分に係る文書は苦情申立手続きを通じて防止委員会による結論が出され、さらには学長による懲戒の上申を通じた懲戒手続きの段階における文書であり「相談に伴う事務に関する情報」ではない。ハラスメント手続きや懲戒手続全体を「相談に関する事務」と混同して解している実施機関の解釈は、防止規程や県条例の解釈上失当と言わざるを得ない。

###### (イ) 仮に相談に関する情報と解したとしても、公正な聴聞への権利の観点から原則その情報は審査請求人に伝えられるべきものであること

「意見書」にはハラスメント防止委員会の報告書を踏まえた、諮問委員会の判

断・意見が記載されているはずであるが、これも、審査請求人の防御権に係る内容であり、開示されるべきことは言うまでもない。

(ウ) 事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとはいえないこと

実施機関は「事務の遂行に著しい支障を生ずる」ケースとして、相手方が申立人に対し、圧力を加えること等を想定しているのかもしれない。しかしながら、そのような二次被害は事業主が安全配慮義務を適切に履行するのであれば具現化するものではない。『島根県個人情報保護条例解釈運用基準』も「『支障』の程度については名目的なものではなく実質的なものであること」を要求しており、かかる解釈に照らしても「事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とする実施機関の主張は失当である。

(エ) 実施機関が部分開示義務を果たしていない可能性もあること

仮に、非開示とされた箇所に関し、なお非開示情報に該当する箇所が残っていたとしても、その箇所のみ区分して開示すれば足りるはずである。今回の如く、「諮問委員会の判断」ならびに「諮問委員会の意見」本文すべてを非開示としたことは、部分開示義務(条例第14条)にも違背している可能性があることを指摘しておきたい。

ウ 諮問事項①がすべて黒塗りとされている件について

私の行為(○年○月○日付けの私が発したメールについて、○○○○がハラスメントと申し立てた件)が諮問事項(懲戒の対象)となっていたのではないかとの疑念が拭えないでいる。仮にこれが事実であるとするならば、非開示事由におよそ該当しない箇所を実施機関が非開示としたとの非難は免れまい。

エ 弁明書が審査請求人の主張に事実上応答していない件について

弁明書では、審査請求人が指摘する論点についてほとんど弁明を試みることなく、処分の際の理由とほぼ同じ内容の「弁明の理由」を付すのみである。

不服審査手続きの趣旨に照らせば、「審査請求書に具体的に処分の違法性または不当性について記載がある場合」には、処分庁側は「これに対応する形で、処分が違法又は不当でないことを示す根拠または事実を処分時よりも具体的に示す」義務を負っていると解されるべきである。

処分庁は、審査請求人が主張する処分の違法性の主張に全くといっていいほど回答しておらず、当該義務違反は明白である。

オ 審査請求から弁明書の送付までに5か月以上を要している件について

審査請求人は2021年12月23日に本件不服審査請求を行ったが、処分庁・審査庁による弁明の提出・送付は2022年5月31日付であり実に5か月以上を要している。

この点、処分庁は申請に対して「相当の期間」内に処分を行う法的義務を負っている(行政不服審査法第3条参照)。そして、この「相当の期間」とは、当該申請に基づく処分をするのに通常必要とされる期間とされている。

また、弁明書の標準処理期間は28日程度が一般的であることや、審査請求人に対して設定した反論書の提出期限が1か月であったこととの均衡を考慮すると、行政庁・審査庁側の対応に違法もしくは不当と評価しうる不作為があったのではないかとの疑念を拭うことができない。

標準処理期間を定めている自治体は大体1か月弱、28日程度が一般的である。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

島根県個人情報保護条例第13条第3号アに該当する意見書提出日、提出先、作成者および審査請求人に伝えている内容については、開示しており、開示しない部分には、個人情報開示請求時点において、島根県同条例第13条第3号アに該当する情報は含まれていない。

また、○年○月○日に開催された諮問委員会の諮問事項は、キャンパス・ハラスメントの処分に関する内容であるため、当該情報は同条例第13条第7号アのうち職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずる恐れがある。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件対象個人情報について

本件開示請求は、「○○年度中になされた、審査請求人が関係する事案に関する諮問委員会への諮問内容がわかる文書一式、及び上記事案に関する答申内容のわかる文書一式」である。

島根県立大学では、「公立大学法人島根県立大学諮問委員会設置要綱」を定めており、理事長が決裁の判断に必要と認める事項に関し、委員に意見を求める委員会を、諮問委員会として必要に応じ設置できることとなっている。

本件開示請求にかかる諮問委員会は、○年○月○日に開催された「第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（以下「本件諮問委員会」という。）」であり、理事長が審査請求人に関するハラスメント事案において、措置（処分）を決定する際の判断に必要と認めて開催したものである。実施機関は本件開示請求に対応するものとして、本件諮問委員会の意見の内容をまとめ、委員長から理事長に提出した意見書（以下「本件意見書」という。）を、本件対象個人情報が記載された公文書として特定している。

##### (2) 実施機関の処分の妥当性について

実施機関は、非開示とした部分を条例第13条第3号及び第7号に該当すると主張しており、当審査会は当該情報を見分した上で、非開示情報該当性について判断することとする。

##### (3) 条例第13条第3号について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示情報に該当すると規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報（同号ただし書ア）、人の生命等を保護するために開示が必要な情報（同号ただし書イ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）は、非開示情報からは除かれる。

##### (4) 条例第13条第3号該当性について

ア 実施機関は非開示の理由として、開示請求者以外の個人である申立者の主張が具体的に記載されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外

の特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると説明している。

イ 当審査会で非開示部分を見分したところ、開示請求者以外の個人名と肩書の部分があり、当該部分については特定の個人が識別される情報として非開示が妥当と考える。

一方、上記以外の部分について審査会で再度見分したが、上記実施機関の説明だけでは、開示請求者以外の個人の情報として非開示とすべきとは考えにくい。このため、実施機関に、どのような理由で開示請求者以外の特定の個人に関する情報として非開示としているか、さらなる具体的な説明を求めたところ、当該情報を開示すると、ハラスメント事案に関する理事長・学長の措置があたかも決定しているかのような誤解を審査請求人に与え、また新たなトラブルの原因とならないため等の説明であった。

この追加の説明をもってしても、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれは考えにくく、本号には該当しないと考える。

ウ なお、この追加の説明については、むしろ条例第13条第7号の事務事業情報の説明とも見受けられ、また、実施機関は職員個人からの相談に伴う事務に関する情報として条例第13条第7号も主張しているため、同号該当性を以下検討する。

#### (5) 条例第13条第7号について

本号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものについては、非開示とすることを定めたものである。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接関わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

同号本文では、「次に掲げるおそれ」の例示として、同号アに、「評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」と規定している。

#### (6) 条例第13条第7号該当性について

ア 実施機関は非開示の理由として、同号アに掲げる相談等に関する情報であり、職員個人からの相談に伴う事務であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難になるなど事務の適正な遂行に著しい支障が生ずる恐れがあると説明している。

なお、当該非開示情報を開示することで、上記のとおり相談事務の適正な遂行に著しい支障のおそれとなるかについて上記実施機関の説明だけでは判断が困難なため、実施機関に、どのような情報がどのような理由で職員の相談に伴う事務として非開示としているか、さらなる具体的な説明を求めたところ、次のような説明であった。

非開示部分には、相談者の相談内容に関する本件諮問委員会委員の意見があり、諮問委員会での個別の判断を開示されることになるとハラスメントを受け

た相談者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難になる。

今回のハラスメント案件自体を総括した部分について、委員からの個人的な見解が記載されており、開示されることになると相談しようとする者に誤解を与え、相談を手控えるという事態を招くことにもなりかねず、相談事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある。

諮問委員を引き受ける委員も自由な意見を申し述べることを差し控え、委員間での自由闊達な意見交換ができない状況となるおそれがあり、諮問委員会の適正な事務を阻害するおそれがある。

イ 当審査会として、上記実施機関の説明のとおり相談に伴う事務として非開示にすることが妥当かどうか、諮問委員会の適正な事務を阻害するおそれがあるか、以下検討する。

(ア) 当審査会において非開示部分を再度見分したところ、本件意見書の非開示部分は本件諮問委員会の審議の過程、意見、見解、判断等にかかる情報と見受けられる。また実施機関の説明によると、ハラスメント事案における人事的措置（処分）を最終的に決定するのは理事長であり、これら非開示情報は、理事長決定までの途中段階の情報であり、理事長の決定と相違することもありえるとのことである。

本件諮問委員会の委員名は、別案件で審議している諮問第53号の対象公文書として当審査会に提出された「本件諮問委員会の議事要旨」の中で審査請求人に開示されており、そのような中で人事的措置（処分）における途中段階での見解等を開示するとなると、今後諮問委員会の委員が対象者からの苦情や批判、いわれのない非難等を受けることを心配して、委員が自由闊達な意見ができない状況となるおそれがあり、公平公正な判断に支障が生じることが予想されるという実施機関の説明は、当審査会としても不合理とはいえないと考える。

(イ) さらに、前記(4)にも記載のとおり、実施機関は第3号該当性について、当該情報を開示すると、ハラスメント事案に関する理事長・学長の措置があたかも決定しているかのような誤解を審査請求人に与え、また新たなトラブルの原因とならないためと追加で説明しているが、第7号該当性としての説明であれば不自然とは言えない。

(ウ) なお、実施機関は、非開示部分が第7号に該当する理由として、開示された場合、相談者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難になるためと説明している。

当審査会において非開示部分を再度見分したところ、相談者の詳細な相談内容の記載は見受けられず、実施機関が説明するようなおそれを具体的に認めることはできなかった。

ウ 実施機関が非開示とした部分は、実施機関の主張するような、相談事務の適正な遂行に著しい支障のおそれとなる情報とは考えにくい。

しかし、いずれも本件諮問委員会の審議の過程、意見、見解、判断等にかかる情報であり、理事長決定前の途中段階の情報に該当するため、前記(4)で非開示と判断した請求者以外の個人名と肩書も含め第7号に該当し、非開示とすることが妥当であると判断する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 審査会委員の除斥について

当審査会のマユアキ委員及び籠橋有紀子委員は、島根県個人情報保護審査会規則（平成14年3月26日島根県規則第8号）第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

(9) 以上から冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件決定及び実施機関の説明は、非開示とする根拠の適用条項やその解釈と整合性が取れていないと見受けられるものがあった。

今後、実施機関には、開示決定等に当たっては、内容や理由を十分精査し、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

(諮問第48号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 7月 8日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 5年 4月 27日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 6月 1日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 8月 25日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 10月 5日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 10月 12日 (審査会第5回目)	審査請求人の意見陳述、審議
令和 5年 11月 30日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 1月 25日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 3月 1日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 3月 28日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 5月 9日 (審査会第10回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 6月 6日 (審査会第11回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 7月 4日 (審査会第12回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 8月 22日 (審査会第13回目)	審議
令和 6年 9月 27日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)  
 島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿  
 (令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会 (令和6年3月31日まで)
松尾 澄美	行政書士	第1部会 (令和6年4月1日から)
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会 (令和6年3月31日まで)
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会 (令和6年4月1日から)

※本件諮問案件については、マユーあき委員及び籠橋有紀子委員は審議に参加していない。